

募集

1 平成26年度  
ジュニアボクシング教室

日時 1月18日(日) 10時～  
締め切り 1月9日(金) 17時

2 平成26年度  
ホッケー教室

日時 1月24日(土) 9時30分～  
参加資格 町内在住の小中学生  
締め切り 1月15日(木) 17時

1・2 共通事項

場所 松前公園体育館アリーナ  
参加資格 町内在住の小中学生  
申し込み方法 町内の各小中学校にある申込用紙を記入し提出  
社会教育課社会体育係  
☎985-4138

3 第37回松前町バドミントン大会出場者

日時 1月18日(日) 9時～  
場所 松前小学校体育館

種目 ①一般の部 1部(上級者)男女別ダブルス ②一般の部2部 男女別ダブルス

※②は男女合同で行う場合あり

参加資格 町内在住か在勤している人、または町内のバドミントン団体に所属している人

締め切り 12月25日(木) 17時

4 松前町ひまわり杯ダブルス卓球大会(水口杯) 出場者

日時 2月22日(日) 8時30分～  
場所 松前公園体育館アリーナ  
種目 4人1チームのダブルス団体戦(女性1人以上の混合)

参加資格 ①町内在住か在勤している人と高校生 ②町内でクラブ、グループ活動している人 ③体育協会卓球部が認定、招待する人 ④体育協会登録者

参加費 1チーム 3千円  
締め切り 1月16日(金) 17時  
※先着60チーム

3・4 共通事項

申し込み方法 松前公園体育館、文化センター、東・西・北公民館にある申込用紙を記入し提出  
松前町体育協会事務局(社会教育課内)  
☎985-4138

第7回まちおこし演芸名人会出演者

日時 3月1日(日) 13時開演  
場所 文化センター

内容 舞台でできることであれば可(舞踊・ダンス・落語・吟詠・剣詩舞・軽音楽・コーラスなど)

参加資格 町内在住か在勤している人(第1～6回出演者を除く)

募集人数 20～30人(団体可)  
※応募多数の場合は抽選

締め切り 1月15日(木)



平成27年10月より12桁のマイナンバー(個人番号)をお知らせ

マイナンバーは、次の①～③を行うための社会基盤です。

- ① 行政の効率化 (情報の照合、入力などに要している時間や労力の削減)
- ② 住民の利便性の向上 (住民票・所得証明書など添付書類の省略などの行政手続の簡素化)
- ③ 公平・公正な社会の実現 (所得や行政サービスの受給状況を把握し細やかな支援)

27年10月から住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバーの通知カードを送ります。これにより、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることが確認できるようになります。

その他、マイナンバーについて詳しくは、(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)をご覧ください。

☎マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178

相談

12月4日～10日 第66回人権週間

※当日消印有効

申し込み方法 はがきに住所、氏名、性別、年齢、連絡先、演目(曲名、歌手名も)を記入して送付

申込先 〒791-3192 松前町筒井633番地 松前町文化協会事務局(文化センター内)  
☎985-1313

12月4日～10日は、「第66回人権週間」です。法務省と全国人権擁護委員連合会は、「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心」をテーマに各種行事を実施し、その一つとして人権相談を行います。人権問題で困ったことがある人はぜひご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談機関 松山地方方法務局  
子どもの人権110番  
☎0120-007-110

女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810

人権問題に関する12時間電話相談

相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など、家庭や近隣関係における人権問題に関するあらゆる相談(予約不要、無料、秘密厳守)

日時 12月4日(木) 9～21時

相談先 ☎0120-459-737

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員  
☎松山地方方法務局人権擁護課 ☎932-0888

催し

2014 松前町第九演奏会

日時 12月14日(日) 14時開演(13時30分開場)

場所 文化センター

内容 (第1部) R. シューマン 作曲 3つのロマンスより、(第2部) ベートーヴェン 作曲 交響曲第9番 第4楽章 ▼指揮 長谷川公彦 ▼ソリスト(ソプラノ) 藤岡葉子、(アルト) 國廣由佳、(テノール) 八木徹雄、(バリトン) 大森いち

消費者力アップ通信

若者間で広がるマルチ商法に注意

相談事例

「話だけでも聞きに来ないか」と大学の友人に連れられ、業者から「商品を購入して会員になり、さらに会員を紹介するとお金が入る。学生でもできる。」と勧誘を受けた。初期費用が払えないと伝えられ、クレジットカードの申し込みを促された。クレジットカードを作成し、初期費用の他、商品の定期購入契約を結んだ。後日、業者の規約では、学生はこのビジネスができないことが分かった。

アドバイス

- ・ 親しい人から勧誘を受けたとき、断る勇気も必要です。また、自身が友人を勧誘することで、その人との関係が壊れてしまうこともあります。
- ・ 業者の説明をうのみにせず、契約書類の記載内容をよく確認し、安易に契約しないようにしましょう。業者の規約で「学生は契約できない」と定められている場合があります。
- ・ 利益が出ず、結果、多重債務に陥る危険もありますので、無理な借金をしないようにしましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受け付けています。

▷消費生活相談窓口(産業課内) ☎985-4120

▷消費者ホットライン ☎0570-064-370

毎週火曜日は専門の相談員が対応します

☎984-7338(八木)  
☎090-9773-1281(麻生)

英語の絵本の読み聞かせ  
お菓子でリース作り

日本語も交えて、みんなで一緒に楽しく英語に親しみます。

人のうごき

(H 26.10.31 現在)

区分	人口	前月比
男	14,801	+ 8
女	16,384	+ 19
合計	31,185	+ 27
世帯	13,143	+ 28

日時 12月23日(火・祝) 10時～11時30分

場所 福祉センター2階和室

参加費 無料

申し込み方法 電話申し込み ※先着40人

申込先 ☎985-1917 (レインボーフロッグ代表・大政)

12月の納税

固定資産税 第3期  
国民健康保険税(普通徴収) 第6期

納期限は 12月25日(木)

◎納期限内にお納めください◎  
口座振替は 12月25日(金)